

総発第329号
令和6年1月31日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 矢口 明子
(公印省略)

定期監査結果に対する措置等について

令和5年12月28日付監発第87号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課名	監査結果	措置内容
上下水道部管理課	<p>指摘事項</p> <p>【事務事業】 ○特別修繕引当金の計上が不適切なもの</p> <p>水道事業会計における令和4年度宮野浦配水場ほか電気計装設備修繕工事172,760,000円（税抜き）の会計処理について、令和元年度から令和3年度までに繰入れした特別修繕引当金231,070,000円に対応したため、令和4年度においては消費税分17,276,000円のみ3条予算（収益的収支）の営業費用の修繕費から支出され、58,310,000円の営業外収益の引当金戻入が計上されていた。</p> <p>特別修繕引当金は、「数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上される引当金をいい、法律上の義務付けがある等修繕費の発</p>	<p>指摘のあった会計処理方法は、改めることを部内で確認した。予算編成時において、執行内容が収益的支出で実施すべきものか、資本的支出で実施すべきものかを精査し、適切な資産管理を行っていく。特別修繕引当金の運用に関しては、制度の主旨を踏まえ計画性と合理性を以て適切に対応することとし、新年度予算においては、その点を精査し予算編成を行っている。</p> <p>今後は、地方公営企業法等にのっとりた会計処理を行い、適正な財務状況、経営成績を表すよう一層努めていく。</p>

	<p>生が合理的に見込まれるものにより計上するものであること。」とされており、地方公営企業法施行規則第 22 条には「当該金額を引当金として予定貸借対照表等（令第 17 条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる予定貸借対照表及び法第 30 条第 9 項に規定する貸借対照表をいう。）に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上しなければならない。」と規定されている。</p> <p>水道事業会計における特別修繕引当金については、令和元年度 83,000,000 円、令和 2 年度 83,000,000 円、令和 3 年度 65,070,000 円を繰り入れているが、決算時に当初予算に計上されていない引当金の繰入額を決定するなど、事業年度ごとの修繕費が合理的に見込まれているとは言えず、予定貸借対照表にも適正に計上されていない。また、当該修繕工事の内容を見ると昭和 62 年 8 月 17 日に 203,556,788 円で取得した配水場電気計装設備の主要な設備となる高圧受電設備一式（耐用年数 20 年）の工事であり、その老朽化した設備等を更新したものであれば、4 条予算（資本的収支）の建設改良費で支出し、翌年度から減価償却費として費用化すべきものである。結果、固定資産台帳を見ると、昭和 62 年度に取得した残存価額 10,177,839 円のままとなっており、設備の更新が記載されていない。</p> <p>下水道事業会計においても、水道事業会計同様、決算時に予算に計上されていない特別修繕引当金の繰入額を決定し、事業年度ごとの修繕費が合理</p>	
--	---	--

		<p>的に見込まれているとは言えず、予定貸借対照表にも計上されていない。</p> <p>公営企業会計については、収益的収支と資本的収支を明確に区分し、財務状態及び経営成績を適正に表すとともに地方公営企業法等にのっとり適正に会計処理を行うこと。</p>	
上下水道部管理課	指摘事項	<p>【過年度未収金の債権管理】</p> <p>○正当な理由もなく時効が到来していない債権を不納欠損しているもの</p> <p>民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、施行日以降に締結した給水契約に基づいて発生する水道料金債権については、消滅時効期間が5年となっているが、令和4年度水道事業会計決算における不納欠損額670,790円(水道料金636,842円、閉開栓手数料33,948円)に、改定後の民法が適用される時効が到来していない債権13,706円(水道料金10,406円、閉開栓手数料3,300円)が含まれており、正当な理由もなく不納欠損として処理していた。</p> <p>不納欠損は、債権管理に関する会計上の重要な手続であることから、上下水道事業会計規程及び水道料金等債権管理事務取扱要綱にのっとり適正に行うこと。</p>	<p>不納欠損の対象者については、料金システムにより管理しており、毎年度の対象者の抽出を複数名でチェックし、正確かつ確実に行う。また、酒田市水道料金等債権管理事務取扱要綱に基づき、債権調書を正確に管理することにより、適正な債権管理に努める。</p>